

WTO・TBT協定

WTO(世界貿易機関)協定の一部を構成する「TBT協定(貿易の技術的障害に関する協定)」は、途上国を含むすべてのWTO加盟国に関し、以下の義務を課している

貿易相手国によって差別的に国内規格を適用してはならない

(A国からの輸入品にはa規格、B国からの輸入品にはb規格といった適用はできない。)

国内規格は、国家安全保障上の必要性など正当な理由が無い限り、国際貿易上の不必要な障害をもたらす目的で作られてはならない

国内規格は、気候上の理由など正当な理由が無い限り、国際規格を基礎として作成しなければならない

このように、TBT協定は、各国の規制等で用いられる強制規格や任意規格を国際規格に整合化していくことで、規格による不必要な国際貿易上の障害を排除し、公正で円滑な国際貿易の実現を目的としている

「国際規格」・・・「国際標準化機関によって採択され、一般の人々が入手できる規格」

「国際標準化機関」・・・「すべての国の国家を代表する関係組織体とその会員資格を持てる標準化機関」
(いずれも、ISO・IECが策定した定義による。WTO協定上、基準認証に関する用語の定義は、ISO・IECの定義に従うことが定められている。)